

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月13日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

香川県規則第44号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～5 略		1～5 略	
6 特例条例別表第2の6の項の規則で定める書類	略 (1)・(2) 略 (3) <u>政令第3条、第5条第2項、第6条第1項、第8条第2項及び第9条第2項に規定する申請書</u> (4) <u>政令第8条第1項の規定により書換え交付をする免許証</u> (5) <u>政令第9条第1項の規定により再交付をする免許証</u> (6) <u>政令第9条第5項及び第10条第1項に規定する免許証</u>	6 特例条例別表第2の6の項の規則で定める書類	医師法（昭和23年法律第201号。以下この項において「法」という。）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下この項において「政令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) <u>政令第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項及び第6条第2項に規定する申請書</u> (4) <u>政令第5条第1項の規定により書換え交付をする免許証</u> (5) <u>政令第6条第1項の規定により再交付をする免許証</u> (6) <u>政令第6条第5項及び第7条第1項に規定する免許証</u>
7 特例条例別表第2の7の項の規則で定める書類	略 (1)・(2) 略 (3) <u>政令第3条、第5条第2項、第6条第</u>	7 特例条例別表第2の7の項の規則で定める書類	歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下この項において「法」という。）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) <u>政令第1条、第3条第2項、第4条第</u>

	<p>1項、第8条第2項及び第9条第2項に規定する申請書</p> <p>(4) 政令第8条第1項の規定により書換え交付をする免許証</p> <p>(5) 政令第9条第1項の規定により再交付をする免許証</p> <p>(6) 政令第9条第5項及び第10条第1項に規定する免許証</p>
8 特例条例別表第2の8の項の規則で定める書類	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 政令第1条の3、第3条第4項、第4条第1項及び第2項並びに第6条第3項に規定する申請書</p> <p>(3)~(7) 略</p>
9~36 略	

	<p>1項、第5条第2項及び第6条第2項に規定する申請書</p> <p>(4) 政令第5条第1項の規定により書換え交付をする免許証</p> <p>(5) 政令第6条第1項の規定により再交付をする免許証</p> <p>(6) 政令第6条第5項及び第7条第1項に規定する免許証</p>
8 特例条例別表第2の8の項の規則で定める書類	<p>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。）及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 政令第1条、第3条第3項、第4条第1項及び第2項並びに第6条第3項に規定する申請書</p> <p>(3)~(7) 略</p>
9~36 略	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。